



長野県報

9月30日(金)
平成23年
(2011年)
号外

目次

公 告

人事行政の運営等の状況の公表(人事課) 1



公 告

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野県条例第1号)第6条の規定により、長野県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表します。

平成23年9月30日

長野県知事 阿部 守一

人 事 課

長野県の人事行政の運営等の状況

平成 23 年 9 月

長 野 県

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	新規採用者数	1
(2)	退職者数	2
(3)	定期異動の状況	3
(4)	派遣職員数	4
(5)	女性職員の登用状況	4
(6)	職員数の状況	5
2	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	7
(1)	勤務時間の状況	7
(2)	休暇及び休業等の状況	8
(3)	時間外(超過)勤務の状況	8
3	職員の分限及び懲戒処分の状況	9
(1)	分限処分数	9
(2)	懲戒処分数	9
4	職員のサービスの状況	10
(1)	職員のサービス違反	10
(2)	営利企業等の従事許可	10
5	職員の研修及び勤務成績の評定等の状況	11
(1)	職員研修の実績	11
(2)	勤務成績の評定及び人事評価の実施状況	12
6	職員の福祉及び利益の保護の状況	13
(1)	健康診断等の実施状況	13
(2)	共済組合の負担金・掛金	14
(3)	職員互助会の掛金・補助金	15
(4)	公務・通勤災害の認定状況	16
7	職員給与等の状況	17
(1)	人件費の状況	17
(2)	職員給与費の状況	17
(3)	ラスパイレス指数の状況	17
(4)	給与改定の状況	18
(5)	一般行政職給料表の状況	18
(6)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	18
(7)	職員の初任給の状況	20
(8)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	21
(9)	級別職員数等の状況	22
(10)	職員の手当の状況	25
(11)	特別職の報酬等の状況	31
(12)	公営企業職員の状況	32
8	職員の競争試験及び選考の状況	39
(1)	採用試験の日程	39
(2)	採用試験の実施状況	47
(3)	採用選考の実施状況	49
9	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	50
10	勤務条件に関する措置の要求の状況	52
11	不利益処分に関する不服申立ての状況	52

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数（平成22年度）

(人)

区分	部門	採用職種	事務技術の別	採用者数	
試験	一般	上 級	事 務	62	
			技 術	40	
			(上級計)	102	
		中 級	事 務	0	
			技 術	0	
			(中級計)	0	
		初 級	事 務	3	
			技 術	4	
			(初級計)	7	
	教育	小・中学校事務職員		10	
		小・中学校栄養職員		11	
	警察	警察官A		122	
		警察官B		31	
		警察職員上級		6	
警察職員初級		1			
試験採用計				290	
選考	一般	特定任期付	事 務	0	
			技 術	0	
		一般任期付	事 務	0	
			技 術	0	
		任期付研究員	技 術	0	
		身体障害者	事 務	1	
			技 術	0	
		民間経験者	事 務	0	
			技 術	0	
		外郭団体職員	事 務	0	
			技 術	0	
		看護師	技 術	0	
		医 師	技 術	3	
		獣医師	技 術	12	
		歯科衛生士	技 術	1	
		看護大学教員等	技 術	6	
		ヘリコプター操縦士	技 術	1	
		割 愛	事 務	2	
			技 術	0	
		技能労務職	技 術	0	
	再任用	事 務	18		
		技 術	23		
	教育	教 諭		251	
		養護教諭		9	
		寄宿舎指導員・実習助手		4	
		再任用		133	
		身体障害者	小・中学校事務職員	1	
	警察	警察官		26	
		警察職員		0	
		再任用	警察官	4	
			警察職員	0	
	選考採用計				495
	合 計				785

(2) 退職者数 (平成22年度)

① 一般行政

(人)

区 分		一般行政
定年	部長級	18
	課長級	82
	課長補佐級以下	124
	計	224
早期	部長級	4
	課長級	6
	課長補佐級以下	98
	計	108
合 計		332

② 教育行政

(人)

区 分		事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
定年	校 長	0	104	12	1	117
	教 頭	0	4	2	0	6
	教諭等	0	91	85	7	183
	事務・栄養職員	0	9	0	8	17
	計	0	208	99	16	323
早期	校 長	0	0	0	0	0
	教 頭	0	2	2	0	4
	教諭等	0	46	15	15	76
	事務・栄養職員	0	4	0	0	4
	計	0	52	17	15	84
合 計		0	260	116	31	407

③ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
定年	警察官	96
	警察職員	9
	計	105
早期	警察官	78
	警察職員	5
	計	83
合 計		188

(3) 定期異動の状況

① 異動者数 (平成22年4月1日転出ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長 級	27
課 長 級	234
課長補佐級	373
係 長 級	565
そ の 他	870
計	2,069

イ 教育行政

(人)

区 分	事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
校 長	0	220	36	7	263
教 頭	0	220	63	14	297
教諭等	0	2,145	464	197	2,806
事務・栄養職員	0	201	0	8	209
計	0	2,786	563	226	3,575

ウ 警察行政

(人)

区 分	警察行政
警察官	1,276
警察職員	121
計	1,397

② 昇任者数 (平成22年4月1日転入ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長	15
課 長	82
課長補佐	134
係 長	210
計	441

イ 教育行政

(人)

区 分	事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
校 長	0	110	14	4	128
教 頭	0	108	24	6	138
計	0	218	38	10	266

ウ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
警察官	警 視	19
	警 部	34
警察職員	管理幹	3
	課長補佐	5
計		61

(4) 派遣職員数（平成22年4月1日現在）

市町村等への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を実施しています。

(人)

派遣先	一般行政	教育行政	警察行政
市町村等	48	68	13
民間・NPO・大学	6	167	0
都道府県	0	2	21
省庁等	12	2	23
公益的法人等	65	0	0
計	131	239	57

(5) 女性職員の登用状況（平成22年4月1日現在）

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

区分		総登用数 A (人)	うち女性数 B (人)	割合 B/A (%)	
一般行政	部長級	66	0	0.0%	
	課長級	514	19	3.7%	
	課長補佐級	795	46	5.8%	
	係長級	1,364	157	11.5%	
	計	2,739	222	8.1%	
教育行政	校長	666	52	7.8%	
	教頭	712	102	14.3%	
	計	1,378	154	11.2%	
警察行政	警察官	警視	119	0	0.0%
		警部	251	1	0.4%
	警察職員	管理幹	25	0	0.0%
		課長補佐	74	4	5.4%
	計	469	5	1.1%	

(6) 職員数の状況

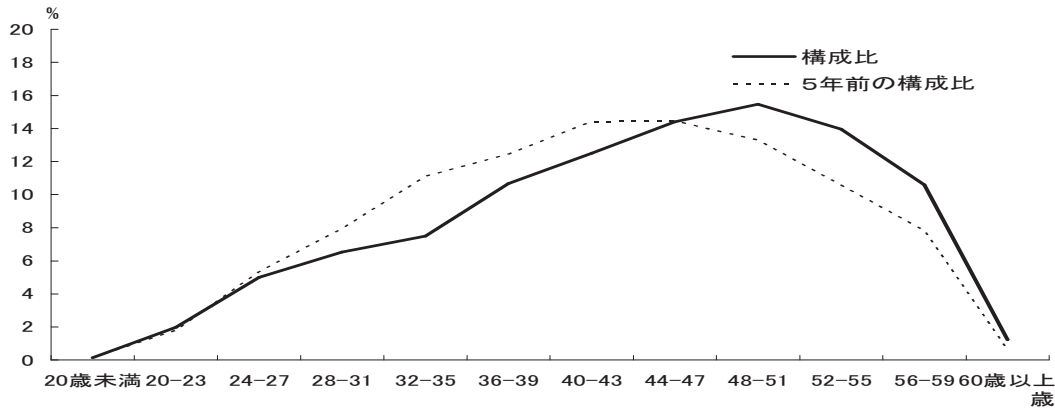
① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

(人)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政	議 会	37	37	0	衛視、通信業務等の民間委託等 地方税共同化準備室の廃止等 指定管理者制度の導入等 地方独立行政法人への派遣職員等 技能五輪、アビリンピックへの対応等 事務の統合縮小 事務の統合縮小 管理代行制度の導入等
		総 務 企 画	764	756	△ 8	
		税 務	270	264	△ 6	
		民 生	459	442	△ 17	
		衛 生	976	972	△ 4	
農 林 水 産		1,276	1,247	△ 29		
商 工		306	303	△ 3		
土 木		1,038	1,021	△ 17		
計		5,275	5,194	△ 81	(参考：人口10万人当たり職員数241.15人)	
教 育 部 門	18,247	18,113	△ 134	児童・生徒数の減による減員等		
警 察 部 門	3,797	3,841	44	警察官政令定数改正に伴う増員等		
小 計	27,319	27,148	△ 171	(参考：人口10万人当たり職員数1,260.47人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	0	0	0	流域下水道の直営化への対応 事業の民間譲渡への対応	
	水 道	56	56	0		
	下 水 道	29	31	2		
	そ の 他	56	58	2		
小 計	141	145	4			
合 計		27,460 [29,070]	27,293 [29,122]	△ 167 [52]	(参考：人口10万人当たり職員数1,267.20人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員（育休任期付職員）、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
2 []内は、条例定数（予算定数）の合計です。

② 年齢別職員構成の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	38人	544人	1,375人	1,796人	2,061人	2,929人	3,434人	3,956人	4,248人	3,833人	2,910人	335人	27,459人

（注） 職員数には教育長を含まないため、①の職員数と一致していません。

③ 職員数の推移

部門	区分						過去5年間の増減数（率）
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	
一般行政	5,620	5,432	5,344	5,237	5,275	5,194	△426 (△7.6%)
教育	18,924	18,855	18,632	18,382	18,247	18,113	△811 (△4.3%)
警察	3,749	3,752	3,814	3,826	3,797	3,841	92 (2.5%)
普通会計計	28,293	28,039	27,790	27,445	27,319	27,148	△1,145 (△4.0%)
公営企業等会計計	1,193	1,278	1,266	1,279	141	145	△1,048 (△87.8%)
総合計	29,486	29,317	29,056	28,724	27,460	27,293	△2,193 (△7.4%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成22年度）

一般的な職員の勤務時間（平成22年4月1日現在）

区 分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
警察行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		8時30分	12時15分	/
		8時30分	21時30分	12時00分～13時00分 19時15分～19時30分

(注) 1 業務の状況を考慮して開始時刻を変更する場合や、交替制勤務機関や学校などにおいて勤務の特殊性から上表により難しい場合の勤務時間は別に定めています。

2 学校における休憩時間については、校長が別に定めています。

(2) 休暇及び休業等の状況（平成22年度）

① 休暇の取得状況

年次休暇	総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
	A (日)	B (日)	C (人)	B/C (日)	B/A (%)
	524,636	126,708.2	13,480	9.40	24.2%

(注) 1 対象期間は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までです。

2 小・中学校教職員を除きます。

介護休暇	延取得者数 (人)
	43

療養休暇 (連続30日超)	取得者数 (人)
	293

② 休業等の取得状況

区 分	育児休業 取得者数 (人)	育児短時間 勤務職員数 (人)	部分休業 取得者数 (人)	自己啓発休業 取得者数 (人)
	男	10	0	2
女	986	13	13	2
計	996	13	15	4

(注) 前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

(3) 時間外（超過）勤務の状況（平成22年度）

区 分		時間外勤務時間 (1人当たり)
教員及び小・中学校 職員を除く行政職員	本 庁	143.3
	現 地	52.1
	計	70.7
警察行政職員	警察本部	506.1
	警察署	497.4
	計	500.0

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分数（平成22年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

(人)

処分手由		処分の種類				計	失職
		降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	250		250	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			1		1	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	0	251	0	251	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒処分数（平成22年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

(人)

処分手由		処分の種類				計	訓諭等
		戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	3	0	3	11
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	1	4	0	0	5	33
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	5	6	4	2	17	97
計		6	10	7	2	25	141

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

4 職員のサービスの状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービス上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

(1) 職員のサービス違反（平成22年度）

(人)

区 分	内 容	処分等者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反	職員は、職務を遂行するに当たって、法令・条例等及び上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止違反	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	7
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
職務に専念する義務違反	職員は、法令・条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務上の注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	1
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		1
公職選挙法違反		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		11

(2) 営利企業等の従事許可（平成22年度）

許可件数	従 事 内 容
102件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家試験の試験監督員 ・ 国の統計調査員 ・ 国の審議会等の委員 ・ 大学の非常勤講師等 ・ 単行本の出版

5 職員の研修及び勤務成績の評定等の状況

(1) 職員研修の実績（平成22年度）

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区 分		対 象 者	回 数 等	日 程	受 講 人 員	
課 程	新規採用課程	I	新規採用職員	3 回	3泊4日	124
		II	新規採用職員	3 回	2泊3日	124
		小 計		6 回		248
別 研 修	現 任（主事・技師）課 程	採用3年目の職員（1・2級職）	3 回	1泊2日	142	
	主 任 級 課 程	新任主任級職員	3 回	通研2日	106	
	係 長 級 課 程	新任係長級職員	8 回	通研2日	216	
	課 長 補 佐 級 課 程	新任課長補佐級職員	4 回	通研2日	123	
	課 長 級 課 程	新任課長級職員	3 回	通研1日	78	
	課 程 別 研 修 計		24 回		913	
選 択 研 修	プレゼンテーション研修	全職員	1 回	通研2日	23	
	条例・規則等の読み方・作り方研修	全職員	1 回	通研2日	31	
	救命・緊急対応体得宿泊研修	全職員	1 回	1泊2日	28	
	危機管理（リスクマネジメント）研修	全職員	1 回	通研2日	36	
	前向きコミュニケーション研修	全職員	1 回	通研2日	23	
	段取り力向上研修	全職員	1 回	通研2日	37	
	論理的思考・表現力向上研修	全職員	1 回	通研2日	33	
	顧客サービス体験研修[体験型]	全職員	2 回	通研3日	14	
	福祉施設体験研修[体験型]	全職員	7 回	通研3日	18	
	小 計		16 回		243	
	タ 市 町 主 村 催 職 交 員 流 研 修 修 セ ン	政策形成研修	全職員	1 回	通研2日	8
		ファシリテーション研修	全職員	1 回	通研2日	2
		政策法務研修	全職員	1 回	通研2日	8
		ディベート研修	全職員	1 回	通研2日	4
行政企画力研修		全職員	2 回	通研2日	11	
折衝力・交渉力研修		全職員	2 回	通研2日	23	
小 計			8 回		56	
自己の能力を組織で活かす研修	一人職場からの異動者 行政職への職種変更者 新採以来最初の異動者 等	2 回	通研1日	56		
コーチング研修	係長級以上の職員	1 回	通研1日	29		
選 択 研 修 計		27 回		384		
新規採用職員教育担当者研修		新規採用職員の教育担当者	2 回	通研1日	121	
任用替職員支援研修		任用替となった職員	7 回	通研1日	324	
技能労務職員特別研修		技能労務職員	2 回	通研1日	45	
通信研修		全職員	1 回		12	
合 計			63 回		1,799	

(2) 勤務成績の評定及び人事評価の実施状況（平成22年度）

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行うか、若しくは、以下の点を目的として定期的に人事評価（「職務遂行力評価」及び「業績評価」）を実施しています。

- ①組織の目標を踏まえて、職務を自己計画・自己評価により遂行できる職員の養成
- ②他者からのフィードバックによる自己理解の促進と、これを契機とした業績向上への動機付け
- ③上司と部下のコミュニケーションの活性化
- ④能力や意欲と実績を重視した人事管理の推進

【勤務成績の評定・職務遂行力評価】

評定・評価期間	平成22年1月～12月
評定・評価の回数	期末に1回
対象者数（人）	26,591

（対象者の内訳）

知事部局	4,773
行政委員会	29
県議会事務局	33
企業局	102
教育委員会	872
教育委員会の教員	17,020
警察本部	3,762
合計	26,591

【業績評価】

評価期間	前期：平成22年4月～平成22年9月 後期：平成22年10月～平成23年3月 （教育委員会の教員） 平成22年4月～平成23年3月
評価の回数	各期末に1回 （教育委員会の教員） 年度末に1回
対象者数（人）	前期：5,932 後期：6,008 （教育委員会の教員） 年度末：18,071

（対象者の内訳）

	前期	後期	年度末
知事部局	4,838	4,926	—
行政委員会	33	35	—
県議会事務局	37	36	—
企業局	111	112	—
教育委員会	913	899	—
教育委員会の教員	—	—	18,071
合計	5,932	6,008	18,071

※ 職員の採用・退職等に伴い、各評価の対象者数に異同がある。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（平成22年度）

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため、研修会等のメンタルヘルス事業を実施しています。

① 定期健康診断

対 象 者	(人) 受診者
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健法第8条に基づく定期健康診断対象者	8,186

② 人間ドック

対 象 者	(人) 受診者
<一般行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳, 63歳, 65歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 61歳, 62歳, 64歳, 単身赴任2年目 <教育行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳, 64歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 61歳, 62歳, 63歳, 65歳以上の者 <警察行政> (1泊2日) 40歳, 50歳 (日 帰 り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	7,224

③ 特別検診の種類と受診者

特別検診の種類	(人) 受診者
胃検診	4,610
有機溶剤取扱者特別検診	307
特定化学物質特別検診	215
放射線業務従事者特別検診	142
福祉施設等職員特別検診	154
と畜検査業務等従事者特別検診	101
VDT作業従事者健康診断	1,420
B型肝炎予防接種（ワクチン接種）	225
B型肝炎予防接種（抗原・抗体検査）	1,386
B型肝炎予防接種（追加接種）	85
結核予防接種	0
脳ドック	699
一日健診	455
女性健診	6,948
骨密度検査	423
深夜業健康診断	1,111
高気圧作業健康診断（潜水業務）	24
けん銃特練生健康診断（鉛）	24
騒音作業健康診断	6
運転業務従事者健康診断	124
石綿取扱者特別検診	100

(2) 共済組合の負担金・掛金（平成22年度）

職員及びその扶養者の病気・負傷等に関する給付事業を実施しています。

区 分		地方職員共済組合 長野県支部	公立学校共済組合 長野支部	警察共済組合 長野県支部
組合員数（H23. 3. 31現在） （任意継続組合員を除く）		6,367 人	18,366 人	3,853 人
短期給付に 要する費用	負 担 金	1,759,076 千円	3,882,595 千円	923,523 千円
	掛 金	1,743,015 千円	3,838,883 千円	934,904 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負 担 金	162,935 千円	407,443 千円	76,103 千円
	掛 金	161,564 千円	407,348 千円	77,393 千円
長期給付に 要する費用	負 担 金	7,888,756 千円	24,762,171 千円	4,155,477 千円
	掛 金	3,253,058 千円	9,955,677 千円	1,864,980 千円
組合の事務に 要する費用	負 担 金	25,780 千円	92,731 千円	20,891 千円
福祉事業に 要する費用	負 担 金	53,448 千円	171,243 千円	33,029 千円
	事業補助	92,756 千円	200,213 千円	26,039 千円
	掛 金	56,638 千円	171,193 千円	32,071 千円

(3) 職員互助会の掛金・補助金（平成22年度）

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

区 分	長野県職員 互助会	長野県教職員 互助組合	長野県警察 職員互助会
会員数（H23.3.31現在） A	7,612 人	18,212 人	3,858 人
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円
会員による掛金額 C	211,259 千円	819,420 千円	94,778 千円
補助率 B/C	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1人当たりの年間補助金額 B/A	0 円	0 円	0 円

(4) 公務・通勤災害の認定状況（平成22年度）

職員の公務上の災害又は通勤による災害防止に努めるとともに、被災した職員に対して補償を行っています。

① 常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	180
	(死亡)	0
	疾 病	9
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		189
(死亡)		0
通勤災害		8
(死亡)		0
合 計		197
(死亡)		0

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

② 非常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	1
	(死亡)	0
	疾 病	0
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		1
(死亡)		0
通勤災害		1
(死亡)		0
合 計		2
(死亡)		0

7 職員給与等の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

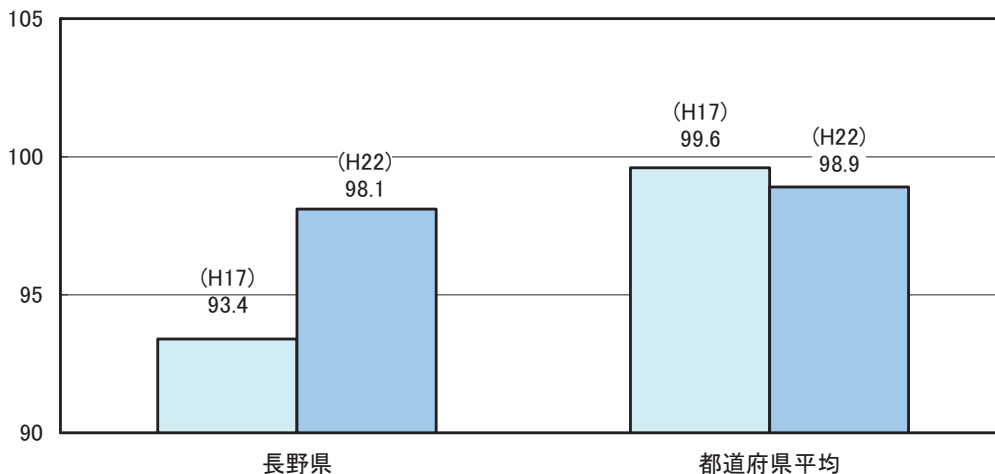
区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の 人件費率
22年度	2,153,802人	866,315,075千円	5,866,828千円	259,203,035千円	29.9%	29.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	27,318人	122,389,188千円	22,177,476千円	42,413,560千円	186,980,224千円	6,845千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。職員数は、22年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 長野県では、厳しい財政状況に対応するため、平成15年度から平成17年度まで（特別職については平成19年度まで）、給与カットを行っていました。

2 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数：98.0

(H22.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出)

(注) 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
22年度	393,455円	394,209円	△754円 (△0.19%)	△0.16%	△0.16%	△0.19%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
22年度	3.78月	3.80月	△0.02月	0月	3.80月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 一般行政職給料表の状況(平成22年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号級の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
最高号俸の 給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100	459,100	481,300	541,200

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	45.6歳	352,827円	418,807円	389,151円
国	41.9歳	325,579円	—	395,666円
都道府県平均	43.7歳	339,950円	424,247円	381,330円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
長野県	50.8歳	195人	309,211円	341,044円	340,843円	民間の類似職種	—	—	—
うち庁務技師	51.9歳	90人	317,574円	349,254円	349,555円	うち用務員	53.8歳	213.6千円	1.64
うち給食技師	48.6歳	11人	313,810円	346,920円	357,175円	うち調理士	44.2歳	256.1千円	1.35
うち道路技師	48.6歳	17人	297,426円	347,387円	340,356円	うち建設機械運転工	44.7歳	298.8千円	1.16
うち運転技師	53.9歳	8人	290,715円	319,581円	325,303円	うち自家用自動車運転者	49.4歳	243.5千円	1.31
国	49.3歳	3,955人	284,514円	—	322,291円	—	—	—	—
都道府県平均	49.3歳	416人	331,561円	387,402円	364,759円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	5,557.1千円	用務員	3,008.2千円	1.85
給食技師	5,445.1千円	調理士	3,391.6千円	1.61
道路技師	5,446.4千円	建設機械運転工	3,962.3千円	1.37
運転技師	5,095.1千円	自家用自動車運転者	3,395.4千円	1.50

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（用務員、調理士、建設機械運転工及び自家用自動車運転者は平成19～21年の3カ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等学校、特別支援学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.4歳	394,636円	446,759円
都道府県平均	44.8歳	386,923円	450,762円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	44.2歳	377,352円	410,199円
都道府県平均	44.0歳	373,665円	430,570円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	39.8歳	328,403円	437,856円	362,335円
国	41.3歳	318,139円	—	369,610円
都道府県平均	39.7歳	325,926円	469,083円	371,475円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(7) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

一般職のうち、代表的な職種の初任給は、次のとおりです。

区 分	長 野 県	国
一般行政職	大学卒	I種 181,200円 II種 172,200円
	高校卒	140,100円
技能労務職	高校卒	—
	中学卒	—
高等学校、特別支援 学校教育職	大学卒	—
	高校卒	—
小・中学校教育職	大学卒	—
	高校卒	—
警 察 職	大学卒	I種 203,100円 II種 200,000円
	高校卒	158,100円

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	248,849円	307,288円	365,077円
	高校卒	217,700円	243,933円	295,019円
技能労務職	高校卒	233,036円	259,098円	303,995円
	中学卒	—	—	—
高等学校、特別支援 学校教育職	大学卒	297,809円	353,420円	391,314円
	高校卒	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	298,946円	352,181円	385,459円
	高校卒	—	—	—
警 察 職	大学卒	278,524円	333,802円	374,188円
	高校卒	248,581円	283,980円	334,838円

(9) 級別職員数等の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

一般行政職の総職員数は 5,621 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	16人	0.3%
8 級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	52人	0.9%
7 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	162人	2.9%
6 級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	448人	8.0%
5 級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	733人	13.0%
4 級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	2,416人	43.0%
3 級	主任の職務	727人	12.9%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	708人	12.6%
1 級	主事又は技師の職務	359人	6.4%

② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 3,734 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	97人	2.6%
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務	129人	3.5%
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	3,418人	91.5%
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	90人	2.4%

③ 小・中学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 11,191 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
4級	小学校又は中学校の校長の職務	592人	5.3%
3級	1 幼稚園の園長の職務 2 小学校又は中学校の教頭の職務	598人	5.3%
2級	幼稚園、小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	9,619人	86.0%
1級	幼稚園、小学校又は中学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	382人	3.4%

④ 警察職

警察職の総職員数は 3,363 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	18人	0.5%
8級	1 複雑かつ特に困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	26人	0.8%
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	53人	1.6%
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う警察署の次長の職務	76人	2.3%
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	465人	13.8%
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 複雑かつ特に困難な業務を行う主任の職務	971人	28.9%
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	481人	14.3%
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	848人	25.2%
1級	巡査の行う職務	425人	12.6%

(注) 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1	地方公務員法第40条に基づき、平成21年1月より職務遂行力評価、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
2	昇給日前1年間の勤務成績（職務遂行力評価及び業績評価の結果等）が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

(10) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長野県		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,531千円		—	
(22年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.35)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.50)月分	
勤勉手当 1.30月分 (0.65)月分		勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 地方公務員法第40条に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務実績の評価を実施しています。
2 半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階(A~E)で評価します。その評価結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当(平成22年4月1日現在)

長野県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月	30.55月	勤続20年	23.5月	30.55月
勤続25年	33.5月	41.34月	勤続25年	33.5月	41.34月
勤続35年	47.5月	59.28月	勤続35年	47.5月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月	最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 1,337千円			27,429千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		1,970,272千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		67,658円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	31人	18.0%	18.0%
大阪市	3人	15.0%	15.0%
名古屋市	3人	12.0%	12.0%
長野県(長野市、松本市、 諏訪市及び塩尻市)	10,858人	1.5%	3.0%
長野県(上記以外)	16,395人	1.5%	0%
医師	38人	15.0%	15.0%
平均支給率		1.5%	1.2%

(注) 「国の制度(支給率)」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給実績（22年度決算）		1,404,548 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（22年度決算）		77,449 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		37.8 %		
手当の種類（手当数）		36		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
支給額の多い手当	教員 教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの 学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの	勤務 1 日（泊を伴うものにあつては 1 泊）につき、6,400 円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額）	
	刑事手当	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	作業 1 日につき 560 円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 340 円）	
	夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	勤務 1 回につき 1,100 円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	交通取締手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事故処理の作業	作業 1 日につき 840 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	警ら手当	警察官	警らの作業	作業 1 日につき 340 円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 200 円）

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
多くの職員に支給されている手当	教員特殊業務手当	<p>学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの</p>	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、6,400円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	
	入学者選抜手当	教育職員	<p>入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務</p>	1時間につき240円
	教育業務連絡指導手当	<p>小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員</p>	当該担当に係る業務	業務1日につき100円
	死体処理手当	警察職員	人の死体の処理作業	作業1体につき3,200円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間特殊業務手当	警察職員	<p>交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務</p>	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	3,418,762 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	344 千円
支給実績（21年度決算）	3,938,966 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	354 千円

⑥ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)									
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	—	千円	円									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、 父母、祖 父母、弟 妹、重度 心身障害 者</td> <td>1人につき6,500円（職員に配偶者が ない場合はそのうち1人については 11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15 歳に達する日後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子については、当該子 の扶養手当の月額に5,000円を加算した 額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	配偶者	13,000 円	子、孫、 父母、祖 父母、弟 妹、重度 心身障害 者	1人につき6,500円（職員に配偶者が ない場合はそのうち1人については 11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15 歳に達する日後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子については、当該子 の扶養手当の月額に5,000円を加算した 額を当該子の扶養手当の月額とする。	3,720,003	247,455			
区分	手当の額													
配偶者	13,000 円													
子、孫、 父母、祖 父母、弟 妹、重度 心身障害 者	1人につき6,500円（職員に配偶者が ない場合はそのうち1人については 11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15 歳に達する日後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子については、当該子 の扶養手当の月額に5,000円を加算した 額を当該子の扶養手当の月額とする。													
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員、又は自宅に居住する職員に対し支給。	異なる	《国の制度》 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅（新築又は購入から5年を経過していない場合）に居住する職員に対し支給。 借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 自宅 支給なし	千円	円									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額：27,000円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>自宅居住者</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための自宅</td> <td>1,750円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手当の額	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額：27,000円)	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額	自宅居住者	3,500 円	別居する配偶者のための自宅	1,750円	1,698,855	115,757
	区分		手当の額											
	借家等		[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額：27,000円)											
	別居する配偶者のための借家等		上記の2分の1の額											
自宅居住者	3,500 円													
別居する配偶者のための自宅	1,750円													

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)												
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円 特急列車、高速道の加算限度額20,000円	千円 2,708,205	円 109,643												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額	交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）						
区分	手当の額																
交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額																
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）																
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて6,000円～12,000円を加算。	異なる	〈国の制度〉 6,000～45,000円を加算	千円 415,574	円 264,865												
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円 610,288	円 204,314												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額(勤務1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>病院(医師以外)</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育諸学校</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額(勤務1回につき)	医師	20,000円	病院(医師以外)	5,900円	一般の宿日直	4,200円	特別支援教育諸学校	6,900円	警察	7,200円
	区分					手当の額(勤務1回につき)											
	医師					20,000円											
	病院(医師以外)					5,900円											
	一般の宿日直					4,200円											
特別支援教育諸学校	6,900円																
警察	7,200円																
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円 38,530	円 237,839												
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く）に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 726,521	円 160,877												

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)										
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円 1,587,955	円 716,909										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～ 80,700円</td> </tr> <tr> <td>学校の校長</td> <td>53,400円～ 74,300円</td> </tr> <tr> <td>学校の教頭</td> <td>34,700円～ 54,300円</td> </tr> </tbody> </table>					職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円	学校の校長	53,400円～ 74,300円	学校の教頭	34,700円～ 54,300円
	職					支給額									
	部長級（行政職）					94,800円～130,700円									
	課長級（行政職）					59,000円～ 80,700円									
学校の校長	53,400円～ 74,300円														
学校の教頭	34,700円～ 54,300円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	千円 1,787,531	円 68,610										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>					世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円
	世帯等の区分						世帯主である職員			その他の職員					
扶養親族のある職員		その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	同じ	—	千円 77,606	円 2,586,861										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円		
	区分					手当の額									
	医師・歯科医師					国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円									
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
務手当 特勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（1級地1/100～2級地2/100）を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円 6,095	円 105,084										
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 212,916	円 78,712										
指導手当 農林業普及	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円 37,858	円 165,319										

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地1/100～3級地3/100）を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円 40,955	円 61,402
特別手当 義務教育等教員	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,900円から11,700円の範囲内で支給。	同じ	—	千円 1,549,675	円 85,367
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする校長、教諭に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭には2,000円を加算。	同じ	—	千円 76,535	円 242,967
産業教育手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭に対し、20,000円又は12,000円を支給。	同じ	—	千円 109,171	円 229,351

(11) 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給料	知事 副知事	1,282,000円 988,000円
報酬	議長 副議長	988,000円 864,000円 807,000円
期末手当	知事 副知事	(22年度支給割合) 2.85月分
	議長 副議長	(22年度支給割合) 2.85月分
退職手当	知事 副知事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 128万2千円×在職月数×0.65 3,999万8千4百円 任期毎 98万8千円×在職月数×0.45 2,134万8百円 任期毎
	備考	平成18年9月1日において知事であつた者には、同日を含む任期に係る退職手当は支給しない。

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。